

2025 年度 インド食品関連ミッション派遣事業

募集要項

1. 事業目的

本事業を通じ、インドへの輸出に関心を持つ奈良県内企業と現地調査を行うことで、市場の現状や最新トレンドを踏まえた日本産食品の可能性や輸出にあたっての課題を発掘する。

2. 事業概要

本事業に参加する企業（以下「参加企業」）は、インドに渡航し、在インド日本大使館における天皇誕生日イベントの開催に合わせ、県内企業の製品の試飲・試食会を実施する。

併せて、デリー市内・ムンバイ市内の現地食品関連企業、飲食店、小売店などの訪問を予定。

ジェトロ奈良は、本事業実施に必要な事前情報やインド内での移動手段、通訳等を用意し、参加企業の渡航サポートを行う。

3. 参加企業の資格

- (1) 奈良県内に本社もしくは主たる事業所を有していること
- (2) 海外バイヤーとの商談経験があること
- (3) 自社の費用でインドへ渡航及び滞在すること
- (4) 商談等の実務担当者が渡航できること
- (5) ジェトロ奈良と綿密に事前調整を行うこと
- (6) 本事業成果把握等のためにジェトロ奈良が実施するアンケートやヒアリングに協力すること
- (7) 企業名や商品情報を含む本事業成果及び各種調査結果の公表に同意すること

4. 参加定員

5社程度(1社につき2名まで)

※応募者多数の場合は参加者を選定させていただく場合がある。

5. 商品の資格及び留意点

(1) 商品は、食料品、飲料、酒類等。ただし、次に該当する物は禁止又は制限する。この点、輸入禁止項目に該当する等の事由が判明した場合でも、ジェトロ奈良はかかる費用等一切の責任を負わない

(a) 開催地域の輸入禁止品目

(b) 我が国の輸出入関係法規で規制するもの

(c) 特許権、意匠権、商標権などを侵害するもの、あるいはそのおそれがあるもの

(d) インドの規制を受ける物

(2)商品の製造物責任が取れること(国内 PL 保険への加入、海外 PL 保険にも加入していることが望ましい)

6. 参加費

参加企業の渡航費及びインド滞在費は参加企業の自費負担となる。詳しくは「9. 参加企業が支出する費用」を参照

7. 事業スケジュール(予定) ※下記スケジュールやプログラムは変更となる可能性があります。

11/14(金)～11/28(金)：募集期間

12 月～1 月：参加者による市場勉強会（オンライン開催）

2/13(金)～2/16(月)：渡航(プログラムは下記を参照、インドと日本の往復移動は含みません。)

【プログラム予定】

2 月 13 日〔1 日目〕 食品関連バイヤーとの面談、大使館イベントへの参加

2 月 14 日〔2 日目〕 ニューデリー市内で食品市場の視察

2 月 15 日〔3 日目〕 ムンバイへ移動、ムンバイ市内の市場視察

2 月 16 日〔4 日目〕 食品関連バイヤーとの面談＜2/16(月)夜のムンバイ発の便で帰着＞

8. ジェトロ奈良の責任において支出する費用

(1)インドでの通訳費

(2)インドでの車両費

9. 参加企業が支出する費用

(1)旅券（パスポート）、VISA の取得費

(2)インドへの渡航費

(3)インドでの宿泊費

※ホテルはジェトロ奈良が予約し、現地で参加企業が個別に支払う。

(4)インドでの飲食代

(5)その他、インドへの渡航や滞在に要する費用の内、ジェトロ奈良で負担する費用以外のもの

10. 申込方法

イベント申し込みページで必要事項を入力・送信。

※応募者多数の場合は参加者を選定させていただくことがある。

1.1. 出展承諾、無効及び解除

ジェトロ奈良は、参加企業が本募集要項にて規定する各条件に違反したと判断した場合、参加の承諾、取り決めをしたときも含めて何時でも、催告なしにそれらを無効及び解除とすることができる。

この場合、出品にかかった各種経費は一切返金しない。併せてジェトロ奈良に生じた一切の損害(直接の損害額に加え、ジェトロ奈良が当該出品に起因又は関連して支出した費用(見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家に係る費用等を含むが、これに限らない)を請求する。但し、参加企業は出品の無効に起因し又は関連して生じた如何なる損害についても、ジェトロ奈良にこれを賠償請求できないものとする。

1.2. キャンセルポリシー

参加企業の都合により申込を取消す場合、必ず書面を送付してジェトロ奈良の承諾を得ること。

1.3. 事業の中止等

(1)ジェトロ奈良は以下の場合、本事業の開催を取りやめることが出来る。

- (a) 戦争、政情不安、天災、感染症、その他ジェトロ奈良の責任に帰することの出来ない事由により本事業の開催が困難になった場合
- (b) 事業期日、方法等の条件に変更があった場合
- (c) 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、事業実施が不適當もしくは不可能となった場合

(2)前号の場合、ジェトロ奈良は事情に応じて出品物の措置等についてすみやかに定め、参加企業はそれに従うものとする。

1.4. 定めのない事項の発生

(1)本募集要項に定めのない事項が発生した場合、ジェトロ奈良は速やかに対応等を参加企業に通知するものとし、参加企業はジェトロ奈良の決定した対策に従うものとする。

(2)本募集要項に定めのない事項が発生した場合、ジェトロ奈良はその対策を決定することができるものとする。

(3)(2)の定めに基づき、ジェトロ奈良が出品の取り決めを解除した場合、参加企業は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェトロ奈良に請求できないこととする。

1.5. 反社会勢力の排除

(1)参加企業は、ジェトロ奈良に対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力(本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力

団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。)ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

- (a) 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力 であること
- (b) 反社会的勢力を所属者とし、又は反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者(受託者の代理人、媒介者を含む。)とすること
- (c) 反社会的勢力が経営を支配し、又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること
- (d) 反社会的勢力を不当に利用し、又は交際していると認められる関係を有すること
- (e) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後行う予定があること
- (f) 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてジェットロ奈良の信用を毀損し、又はジェットロ奈良の業務を妨害する行為

ホ 前各号に準ずる行為

- (g) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること

(2)参加企業が、(1)の表明及び保証に違反したことに起因してジェットロ奈良に損害が生じた場合、ジェットロ奈良はその被った損害について参加企業に対し賠償請求が可能なこととする。

16. 係争

この要項に関する係争は日本法に準拠して解釈されるものとし、奈良地方裁判所をもって、第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

17. 免責

- (1)ジェットロ奈良は本事業に起因又は関連して生じたあらゆる損害について一切の責任を負わない。ただし、ジェットロ奈良の故意に基づく行為による場合は、この限りでない。
- (2)「12.事業の中止等」及び「13.定めのない事項の発生」の場合、これによって生ずる参加企業の損害及び不利益等について、ジェットロ奈良は一切その責任を負わない。
- (3)本募集要項に定めのない事項に関しては、ジェットロ奈良がその対応を決定するものとする。

18. その他

ジェットロ奈良は本事業実施にあたり、必要となる参加企業の企業・商品・その他情報を本事業

2025 年 11 月 12 日

ジェトロ奈良事務所

の目的達成に必要な範囲で外部機関に提供するほか、ジェトロ奈良が独自に実施するプロモーション実施を目的において、必要となる参加企業の企業・商品・その他情報をジェトロ奈良が指定する第三者へ提供する。

19. 問い合わせ先

日本貿易振興機構(ジェトロ)奈良貿易情報センター 担当：中尾

電話：0742-88-0070 メールアドレス：NAR@jetro.go.jp

住所：奈良市西大寺南町8-33 奈良商工会議所会館4階